

■正課中等の事故（※1）により負傷した場合：

治療期間（※2）	見舞金支給額	入院加算金
7日～13日	3,000円	入院日数にかかわらず一律 1,000円が見舞金支給額に加 算されます。
14日～20日	5,000円	
21日～29日	7,000円	
30日以上	10,000円	—

（※1）事故の定義は学研災の対象となる活動範囲に準じます。

（※2）治療期間は実際に通院した日数を指し、治療期間の全日数が対象になるのではないので注意してください。

※ 治療期間が7日未満の場合、見舞金は支給されません。

※ 見舞金は治療状況の報告が複数にわたった場合でも、一つの事故に対して1回のみ支払われます。